

土浦市医療福祉費支給制度(通称「マル福」)

重度心身障害者等の方

助成を受けられる方

- ・土浦市に住所を有する方で、各種医療保険に加入している方
- ・所得の申告が済んでいる方
- ・原則 本人、配偶者、扶養義務者の**所得の制限**があり、所得制限額を超えた方は対象外
- ・生活保護を受けている方は対象外

重度心身障害者等に該当する方

- ・身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、かつ障害名が、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスの免疫、肝臓の機能障害の3級の認定を受けている方
- ・療育手帳の判定A以上(知能指数が35以下の判定)の交付を受けている方
- ・療育手帳の判定B(知能指数が50以下の判定)の交付を受けていて、かつ身体障害者手帳3級の交付を受けている方
- ・特別児童扶養手当1級の支給対象の児童
- ・障害年金1級の受給権者

※次の所得制限額を超える方は対象外になります。

(単位：千円)

扶養親族数	重度心身障害者	
	本人	配偶者・扶養義務者
なし	5,209	6,287
1人	5,589	6,536
2人	5,969	6,749
3人	6,349	6,962

助成の適用範囲

健康保険が適用となる病院、診療所、調剤薬局等の費用

※定期健診、予防接種、薬の容器代、文書料、交通費等の保険診療外費用や、入院時の食事代や差額ベッド代等は助成の対象とはなりません。

医療機関にかかるとき

●茨城県内の医療機関

医療機関窓口で、保険証とともに「医療福祉費受給者証」を提示してください。
(院外処方箋の場合、調剤薬局でも提示してください。)

※健康保険適用分は、請求されません。

●茨城県外の医療機関

「医療福祉費受給者証」は使用できません。

医療機関窓口では保険証を提示し、一部負担金をお支払いください。



次の方法で償還払いの申請をしてください。





償還払いの振込時期は、申請してから通常2ヶ月後になります。

その他

●変更・喪失届出など・・・市役所への届出が必要です。

事 例	届出に必要なもの
保険証が変わったとき (記号・番号の変更含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費受給者証 ・新しい保険証 ・受給者のマイナンバーが分かるもの※ ・申請者の身分証明書
市外へ転出、または死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費受給者証 ・受給者のマイナンバーが分かるもの※ ・申請者の身分証明書
住所・氏名・扶養義務者等が変わったとき	
身体障害者手帳や障害年金の等級に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費受給者証 ・身体障害者手帳，障害年金証書等 ・受給者のマイナンバーが分かるもの※ ・申請者の身分証明書
外国籍の方が在留期間の更新手続きをしたとき (When a foreign resident applies to extend his/her period of stay)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療福祉費受給者証 (Recipient's ID of medical welfare program) ・在留カード (Residence card)

※マイナンバーが分かるものとは、通知カード，個人番号カード，個人番号記載の住民票等です。

●更新時期・・・所得額等の確認後，更新の対象者には更新後の受給者証を郵送しています。

重度心身障害者等の方	毎年6月末日
------------	--------